

資料編

1 策定経過

日時	内容
平成26年8月18日(月)	ふじみ野市文化芸術・スポーツ活動に関する意識調査 ○調査期間：平成26年8月18日(月)～平成26年10月10日(金)
平成27年8月17日(月)	ふじみ野市スポーツ推進計画策定のための市民意識調査 ○調査期間：平成27年8月17日(月)～平成27年9月4日(金)
平成28年1月20日(水)	平成27年度第1回ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会
平成28年1月28日(木)	平成27年度第1回ふじみ野市スポーツ推進審議会 ○会長・副会長の選出について ○スポーツ推進審議会委員の役割について
平成28年2月22日(月)	平成27年度第2回ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会
平成28年3月24日(木)	平成27年度第2回ふじみ野市スポーツ推進審議会 ○スポーツにおける国、県及び市の現状について ○ふじみ野市スポーツ推進計画の骨子(案)について
平成28年5月18日(水)	ふじみ野市スポーツ推進計画策定に係るスポーツ団体等意見交換会
平成28年5月23日(月)	平成28年度第1回ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会
平成28年6月9日(木)	平成28年度第1回ふじみ野市スポーツ推進審議会 ○施策体系表における本市の事務事業について ○審議委員からの意見等について
平成28年6月19日(日)	中高大学生対象ワークショップ
平成28年7月13日(水)	平成28年度第2回ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会
平成28年8月18日(木)	平成28年度第2回ふじみ野市スポーツ推進審議会 ○ふじみ野市スポーツ推進計画(素案)について ○パブリックコメントの実施について
平成28年10月5日(水)	平成28年度第3回ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会
平成28年10月27日(木)	平成28年度第3回ふじみ野市スポーツ推進審議会 ○ふじみ野市スポーツ推進計画(案)について
平成29年1月10日(火)	パブリックコメントの実施 ○実施期間：平成29年1月10日(火)～平成29年2月6日(月)
平成29年3月30日(木)	平成28年度第4回ふじみ野市スポーツ推進審議会 ○ふじみ野市スポーツ推進計画について

2 元気・健康都市宣言

平成 27 年 1 月 5 日

告示第 1 号

住みやすいまちで、健康でいきいきと暮らすことは、市民みんなの願いです。一人ひとりがより良い生活習慣を身につけ、自分にあった健康づくりを進めていきます。

そして、家庭・地域・行政が互いに協力しあいながら、すべての市民がいつまでも健やかに笑顔あふれる、元気・健康による好循環のまちをめざし、ここに「元気・健康都市」を宣言します。

私たちは、

- ふ 普段から生活リズムを整え ころもからだも元気に暮らします
- じ 地元の野菜を取り入れて バランスの良い食事を楽しみます
- み 未来の自分と家族のために 健康診査を受け健康管理に努めます
- の のびのび・いきいきと 自分にあった運動やスポーツに親しみます
- し 生涯しっかりとかめるよう 歯と口の健康づくりを心がけます

平成 27 年 1 月 5 日

ふじみ野市

3 ふじみ野市文化・スポーツ振興条例

平成 27 年 9 月 30 日

条例第 33 号

文化とスポーツは、人々の暮らしの質を高めていく上で大切な役割を果たしています。

文化は心の健康を保つものであり、スポーツは体の健康を保ちます。

双方は人々の精神と身体を活性化し、生きる意欲や活力を高めることにつながります。

さらには、新しい人間関係を築き、協働のまちづくりの機会を広げ、世代間の交流を深めていく上でも大切な意義をもっています。

ふじみ野市は、数多くの遺跡・史跡があり、特に街道や水運の要所として繁栄し、人々の暮らしを豊かにしてきた歴史と伝統に支えられたまちです。

また、近年においては首都圏に近接した住宅都市として発展してきたことから、多様な文化やスポーツのニーズも多くあり、それに応えていくことも必要となります。

伝統的な文化の保存・継承、新しい文化の形成とスポーツの充実に加え、グローバル化した社会にふさわしい多面的な視点から、これからのふじみ野市の文化とスポーツの振興を推進していくことを目指します。

私たちは、ふじみ野市の文化とスポーツの発展に向けて努力することを決意し、この条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化及びスポーツの振興に関する基本理念を定め、市民及び地域団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民の自主的な文化活動及びスポーツ活動を推進し、もって市民一人ひとりの豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇等の芸術及び伝統芸能
- (2) スポーツ 運動競技、レクリエーション及び身体運動であつて、心身の健全な発達を図るためのもの
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者
- (4) 地域団体 市内で活動する法人その他の団体

(基本理念)

第 3 条 文化及びスポーツの振興に関する基本理念は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現を推進すること。
- (2) 市民及び地域団体の自主性及び創造性を尊重すること。

資料編

(3) 市民が文化活動及びスポーツ活動により、潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備を図ること。

(4) 市、市民及び地域団体の相互の連携及び交流を図り、協働のまちづくりに資するよう努めること。

2 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び伝統を尊重するものとする。

3 スポーツの振興に当たっては、スポーツをすること、見ること、学ぶこと又はこれらを支える多様な活動の充実を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動及びスポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域社会の一員として自主的に文化活動及びスポーツ活動の推進を図るとともに、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化及びスポーツの振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化及びスポーツの振興のため、必要な環境の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、文化及びスポーツの振興に関する施策の実施に当たり、市民及び地域団体と連携するものとする。

(基本施策)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる文化及びスポーツの振興に関する施策を行うものとする。

(1) 環境の整備及び機会の充実に関すること。

(2) 調査及び情報の提供に関すること。

(3) 人材の育成及び地域団体の支援に関すること。

(振興計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本施策を総合的かつ計画的に実施するため、振興計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の振興計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させるものとする。

(審議会を設置)

第9条 市長は、文化及びスポーツの振興に関する施策を推進するため、審議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

4 ふじみ野市スポーツ推進審議会条例

平成 27 年 9 月 30 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、ふじみ野市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること。
- (3) スポーツに関する施策及び事業の評価に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内で活動しているスポーツ活動団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

5 ふじみ野市スポーツ推進審議会 委員名簿

号		氏 名	所 属 名	備 考
1号 委員	市内で活動 しているス ポーツ活動 団体の代表 者	ごう ひでき 郷 秀樹	ふじみ野市体育協会 会長	
		にしおか しょうじ 西岡 正司	ふじみ野市スポーツ少年団 副本部長	
		しのじま みきまさ 篠島 幹昌	ふじみ野ふあいぶるクラブ 代表	
2号 委員	学識経験を 有する者	もり ひろひさ 森 浩寿	大東文化大学スポーツ・健康学部スポーツ 科学科 教授	
		やまだ ひろのぶ 山田 博信	ふじみ野市医師会	
		ぬまた みつひろ 沼田 光広	ふじみ野市スポーツ推進委員	
		ひらさわ な こ 平澤 奈古	パラリンピック日本代表(アーチェリー)	
3号 委員	関係行政機 関の職員	ふるがき あきら 古垣 玲	埼玉県県民生活部スポーツ振興課 課長	
		えのもと かずお 榎本 一夫	ふじみ野市小中学校校長会	
		おおかわ まさる 大川 勝	埼玉県立ふじみ野高等学校 校長	
4号 委員	公募による 市民	すぎもと よしひさ 杉本 佳久	行政書士	
		うしくぼと み お 牛窪十美雄	元日本レクリエーション協会評議委員 元狭山市レクリエーション協会 幹事長	

6 審議会諮問・答申

ふ ス 第 7 2 号
平成28年3月24日

ふじみ野市スポーツ推進審議会長 様

ふじみ野市長 高 畑 博

ふじみ野市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

「ふじみ野市スポーツ推進計画」の策定にあたり、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条及びふじみ野市スポーツ推進審議会条例（平成27年9月30日条例第34号）第2条の規定に基づき、標記の事項について、別記諮問の理由を添えて諮問します。

諮 問 理 由

スポーツ・レクリエーションは、全ての人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言葉や生活習慣を超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つであるとともに、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であり、明るく豊かで活力に満ちた社会形成にも貢献するものです。

本市においては、平成27年1月5日に「元気・健康都市」を宣言するとともに合併10周年を迎えた同年10月1日に「文化・スポーツ振興条例」を制定し、新しい文化の形成とスポーツの充実に加え、グローバル化した社会にふさわしい多面的な視点から、元気・健康による好循環のまちの実現を目指しております。

そのような中、スポーツを取り巻く環境は大きく変化をし、子どもの体力低下や高齢化の進展、さらには、人と人とのつながりの希薄化などの問題が顕著になってきました。これらの問題解決の手がかりとして、市民のスポーツに対する期待はますます高まり、ニーズも多様化してきています。

一方、国においては、「新たなスポーツ文化」の確立を目指し、「スポーツ立国戦略」が策定されるとともに、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、スポーツの推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」が平成23年8月24日に施行されました。

さらに、平成32年(2020年)に東京都ほかで開催される「東京オリンピック・パラリンピック」が決定し、国民のスポーツに対する関心や機運が高まり、ますますスポーツに関する総合的な施策の推進が求められております。

以上のことから、本市においても、既に策定されております「スポーツ基本計画」及び「埼玉県スポーツ推進計画」も参酌した「ふじみ野市スポーツ推進計画」を策定するにあたり、計画に関する全般について、ご意見をいただきたく、貴審議会に諮問するものであります。

平成28年12月14日

ふじみ野市長 高畑 博 様

ふじみ野市スポーツ推進審議会
会長 森 浩 寿

ふじみ野市スポーツ推進計画の策定について（答申）

平成28年3月24日付けふス第72号で諮問のあった「ふじみ野市スポーツ推進計画の策定」について、当審議会は4回の会議を開催し、慎重に審議を重ねた結果「ふじみ野市スポーツ推進計画（案）」においては、概ね適当と認め、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 ふじみ野市スポーツ推進計画を円滑に推進するため、市の各組織をはじめ、市民、関係団体、企業及び大学等、各組織が連携を図り協働によるスポーツ施策の展開が図られることをお願いします。
- 2 乳幼児、障がい者及び高齢者をはじめとした、市民みんながスポーツに取り組む環境づくりに向け、本計画に示されたスポーツ施策が的確に推進される進行管理をお願いします。
- 3 ふじみ野市元気健康都市宣言に基づき、生涯にわたりスポーツを親しむことのできるよう、健康・障がい・高齢に関する分野と本計画とが一体となり、施策が展開されるようお願いします。
- 4 ジュニア期からのトップアスリートの発掘及び指導者の人材育成を進めるなど、将来にわたりスポーツを推進するまちとして循環型の取組みが図られるよう、システムの構築を検討いただきたい。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機にスポーツを通じたまちづくりの推進を併せてお願いします。
- 5 市民意識調査の結果からもあるように、スポーツ施設の整備については、多くの市民から望まれていることから、財政状況を勘案し、既存スポーツ施設の改修をはじめとした有効な活用を図るとともに、有料広告等による歳入の確保について強化し、更なる充実をお願いします。

7 ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会設置要綱

平成 28 年 1 月 5 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 市におけるスポーツに関する施策の推進のため、ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) スポーツ推進計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) スポーツに関する施策及び事業の立案及び調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長がスポーツの推進上、必要と認める事務に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民生活部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員は、別表に掲げる課等の長をもってこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、特定の事項について調査及び審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、別表に掲げる課等の副課長(相当職を含む。)の職にある者で組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 第 4 条、前条第 1 項及び第 4 項、次条並びに第 8 条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年1月5日から施行する。

附 則(平成28年訓令第26号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条、第6条関係)

(平28訓令26・一部改正)

経営戦略室
広報広聴課
財政課
協働推進課
文化・スポーツ振興課
障がい福祉課
子育て支援課
高齢福祉課
保健センター
都市計画課
教育委員会学校教育課
教育委員会社会教育課

8 ふじみ野市スポーツ施設マップ

● スポーツ施設

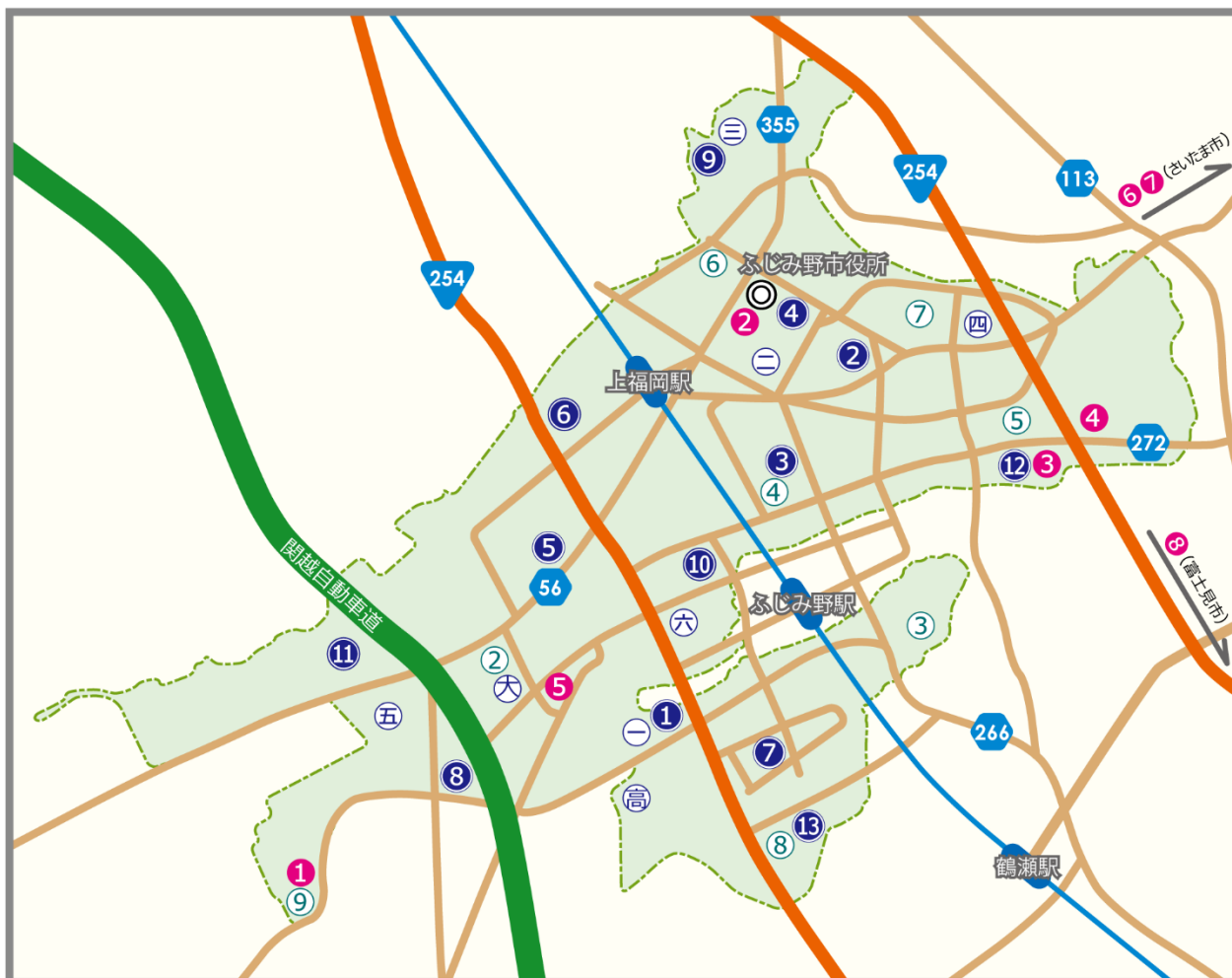
No.	名称	場所
①	ふじみ野市立大井総合体育館 ふじみ野市立武蔵野テニスコート ふじみ野市立大井弓道場 ふじみ野市立多目的グラウンド	ふじみ野市大井武蔵野 1392-1 ふじみ野市大井武蔵野 1394-1 ふじみ野市大井武蔵野 1395-1 ふじみ野市大井武蔵野 1386
②	ふじみ野市立上野台体育館	ふじみ野市福岡 1-1-3
③	ふじみ野市立駒林体育館	ふじみ野市駒林 28
④	ふじみ野市運動公園	ふじみ野市福岡新田 247-1
⑤	聖路加テニスコート	ふじみ野市大井中央 1-18
⑥	荒川第2運動公園	さいたま市西区二ツ宮字平沼 1437
⑦	びん沼サッカー場	さいたま市西区塚本地先
⑧	荒川運動公園	富士見市南畑字十人野

● ゲートボール場・グラウンド・ゴルフ場

No.	名称	場所
①	亀久保ゲートボール場	ふじみ野市ふじみ野 3-2-2
②	亀居ゲートボール場	ふじみ野市亀久保 1216-1
③	神明前ゲートボール場	ふじみ野市苗間 513
④	市営（駒西）ゲートボール場	ふじみ野市駒西 2-425-1,426-1
⑤	嶋田ゲートボール場	ふじみ野市駒林字宮元 943
⑥	北野ゲートボール場	ふじみ野市北野 2-2096-2
⑦	滝ゲートボール場	ふじみ野市中丸 2-3-8
⑧	大井グラウンド・ゴルフ場	ふじみ野市大井 781
⑨	大井総合体育館前グラウンド・ゴルフ場	ふじみ野市大井武蔵野 1570-1,-2

● 小学校

No.	名称	場所
①	大井小学校	ふじみ野市苗間 37
②	福岡小学校	ふじみ野市西原 2-6-1
③	駒西小学校	ふじみ野市駒西 3-6-1
④	上野台小学校	ふじみ野市福岡 1-2-1
⑤	鶴ヶ丘小学校	ふじみ野市鶴ヶ岡 1-3-1
⑥	西小学校	ふじみ野市西 2-10-25
⑦	東原小学校	ふじみ野市大井 2-9-1
⑧	西原小学校	ふじみ野市大井武蔵野 1322-4
⑨	元福小学校	ふじみ野市元福岡 3-15-2
⑩	亀久保小学校	ふじみ野市ふじみ野 2-22-1
⑪	三角小学校	ふじみ野市亀久保 1709-1
⑫	さぎの森小学校	ふじみ野市駒林 28
⑬	東台小学校	ふじみ野市大井 710-1



● 中学校・高校・大学

No.	名称	場所
①	大井中学校	ふじみ野市苗間 24-1
②	福岡中学校	ふじみ野市上野台 3-3-1
③	葦原中学校	ふじみ野市川崎 310
④	花の木中学校	ふじみ野市中福岡 213-1
⑤	大井西中学校	ふじみ野市大井武蔵野 408-1
⑥	大井東中学校	ふじみ野市ふじみ野 3-2-1
⑦	ふじみ野高校	ふじみ野市大井 1158-1
⑧	文京学院大学	ふじみ野市亀久保 1196